

入札説明書

「レンタカー利用契約（単価契約）」に係る入札公告（令和7年2月20日付）に基づく入札等については、会計法及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 国土交通省四国運輸局長 河野 順

2. 調達内容

- (1) 件 名 レンタカー利用契約（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 入札方法

本件は、入札参加に必要な証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、承諾を得るものとする。

①入札書に記載する金額は、仕様書別紙1において提示するレンタカー年間使用予定回数に入札者が提示する貸渡単価を乗じた価額と、仕様書別紙1において提示する予定走行距離に入札者が提示する給油代行料を乗じた価額を合算した金額とする。※貸渡単価は仕様書に記載する損害賠償保険料に相当する費用を含めて算定すること。

②入札書提出に際しては、任意の書式による内訳書を添付すること。

③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち「賃貸借」で「A」、「B」、「C」、「D」等級のいずれかに格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが、なされていない者であること。

- (4) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、四国運輸局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日付官会第1242号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (8) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

4. 契約条項等を示す場所

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4階
四国運輸局 総務部 会計課 経理係 TEL: 087-802-6717

5. 質問書の提出

入札公告等の内容に質問がある場合は、次に従い書面または電子メールによる質問書を提出すること。（質問書の様式は任意とする。）

- ① 期間 公告の日から入札参加申請書提出期限の前日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前9時から午前12時まで、及び午後1時から午後5時まで
- ② 場所 四国運輸局総務部会計課
- ③ 方法 持参又は郵送、電子メール（skt-kaikei@ki.mlit.go.jp）

6. 入札及び開札

(1) 入札参加に必要な証明書等の提出

- ① 入札に参加を希望する者は、以下の（ア）～（ウ）に掲げる入札参加に必要な証明書等を電子調達システムを利用して、②の受領期限までに提出しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願（様式4）に以下の（ア）～（ウ）に掲げる入札参加に必要な証明書等を添付して、四国運輸局総務部会計課経理係へ②の受領期限までに提出すること。
 - （ア）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - （イ）確認書（様式2）
 - （ウ）宣誓書（様式3）
- ② 入札参加に必要な証明書等の受領期限
令和7年3月4日（火） 17時00分（必着）
- ③ 開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から証明書等に関する説明を求められた場合には、応じなければならない。
- ④ 入札参加を希望する者が代理人の意思表示により入札参加に必要な証明書等及び入札書の提出を行う場合は、入札手続前までに電子調達システムにおいて委任手続を行うこと。電子調達シ

システムによりがたいため紙入札方式を希望する場合であって、入札参加に必要な証明書等及び入札書の提出を代理人の意思表示により行う場合は、委任状（様式5）を入札手続前までに提出すること。

(2) 入札書の提出

- ① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により、④の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 紙により入札書を提出する場合は、様式6による入札書を作成したのち、内訳書を添付してこれを封かんし、封筒の表に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して、④の受領期限までに四国運輸局総務部会計課経理係に提出しなければならない。
- ③ 入札書を郵送等により提出する場合は、②を更に封筒に入れる二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書して、④の受領期限までに必着で、四国運輸局総務部会計課経理係あての書留郵便（親展）により提出しなければならない。
- ④ 入札書の受領期限

令和7年3月7日（金） 17時00分（必着）

(3) 開札

- ① 開札日時及び場所

令和7年3月10日（月） 11時00分

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4階 四国運輸局会議室

- ② 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑤ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
- ⑦ 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
- ⑧ 落札決定後に当該契約を辞退する場合には、原則として指名停止措置が講じられるので、注意すること。

7. 入札の参加に必要な証明書等の提出、入札、開札等の注意事項

四国運輸局競争契約入札心得及び四国運輸局電子調達システム運用基準による。なお、当該心得及び運用基準は下記リンクより確認することが出来る。

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/content/nyusatsukokoro20221031.pdf>

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/content/000003852.pdf>

8. 落札者の決定方法

- (1) 本入札説明書に従い入札書を提出した者であって、本入札説明書 3. の競争参加資格及び仕様書に掲げる仕様要件をすべて満たし、入札価格が予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、「四国運輸局電子調達システム運用基準」4-4に記載する「電子くじ」の方法により落札者を決定する。

9. 契約書作成

- (1) 契約書の作成手続は、四国運輸局競争契約入札心得第 1 2 条に基づき実施する。
- (2) 電子契約は、電子調達システムで定める手続に従い契約書を作成しなければならない。なお、電子契約によりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

10. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 異議の申し立て
入札者は、入札の執行後において、この入札説明書及び仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。